

水道メーター交換管理業務 特記仕様書

第1条 業務の範囲

業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 委託者が契約した水道メーター交換工事受託者（以下、「交換業者」という。）が行う水道メーター交換工事（以下、「水道メーター交換工事」という。）に係る事務
- (2) 水道メーター交換工事の履行管理業務
- (3) 水道メーター交換工事に係る異常水量等に関する調査業務
- (4) その他附帯業務

第2条 調査員

受託者は、委託者が選任した水道メーター交換工事に係る監督員（以下、「監督員」という。）の補助を行う調査員を選任し、委託者に報告するものとする。

第3条 業務の内容

1 水道メーター交換工事に係る事務

(1) 中間報告書の管理について

受託者は、水道料金等請求の支障とならないように、交換業者からの水道メーター交換工事実施状況に関する中間報告書の提出が遅滞しないよう管理し、受領した報告内容を速やかに料金システムへ反映することとする。また、各工区の上記報告書を取りまとめ、交換実施状況を口径別、工区別の内訳がわかるよう委託者へ文書により報告を行うこととする。

(2) 業務打合簿の管理について

受託者は、業務の履行にあたり、交換業者に対し協議事項等が発生した場合、業務打合簿（様式1号）により監督員へ回覧の上、交換業者へ協議等を行うこととする。また、交換業者より業務打合簿の提出があった場合、必要に応じて現地調査や使用者又は所有者への電話連絡等により調整し、監督員へ回覧の上、交換業者へ回答することとする。

(3) 竣工図面等の交付について

受託者は、交換業者から水道メーター交換工事に係る竣工図面等交付申請書（様式2号）により申請があった場合、ファイリングシステム及びマッピングシステムを使用し、竣工図及び位置図を発行することとする。

(4) 現地確認結果や業務打合簿内容の料金システムへの登録

受託者は、現地確認結果や業務打合簿の内容など、業務の履行に際して知り得た作業困難箇所の対応履歴等を、料金システムで参照できるよう登録を行う。

(5) 対象者への事前通知について

水道メーター交換対象となる水道使用者に対し、はがき等による事前通知を実施する。通知様式については、発送前に委託者と協議の上で作成することとする。また、これに係る郵送代等の諸経費は、受託者が負担するものとする。

2 水道メーター交換工事の履行管理業務

履行管理業務は、以下の表のとおりとする。

実施項目	実施内容	備考
(1) 工程管理	交換工事が作業期間内に終了するようスケジュール管理を行う。	交換作業が遅滞している場合は、速やかに委託者に知らせる。
(2) 現地調査・復旧作業	交換業者より調査依頼がある給水装置について、現地調査を行い、その場で可能な限り復旧作業を行う。	以下のような対応が想定される。 (1)止水栓又はメーター位置が不明な場合は、竣工図と現地を照合しながら発見する。 (2)石詰まり等、容易に改善可能な原因により止水栓操作が不能な場合、復旧する。
(3) 改善措置検討	メーター交換を行うために何らかの改善措置をしなければならないものは、その内容を検討する。	所有者の管理上の責により改善が必要な場合、所有者へ改善措置を依頼する。改善内容について、事前に委託者と協議の上で検討し、所有者へ依頼する。 所有者の責によらない原因の場合についても、委託者へ協議の上、対応することとする。
(4) 現地交渉等	改善措置等について、所有者又は使用者等に、了承や負担を求めるための現地交渉等を行う。	不在の場合、水道メーター交換に関するご協力をお願い（様式3号）により、所有者又は使用者等に連絡事項を知らせる。
(5) 委託者への連絡・報告・協議	委託者、その他専門部署等の判断を要するケースについて、委託者に報告、協議し、指示に基づき対応する。	現地確認の結果、給水装置が撤去されており工事申請が必要と思われる箇所などが該当する。

(6) 交換業者との連絡調整	交換業者との間で、業務遂行のために必要な連絡調整を行う。	調査依頼があった件についての結果報告や、作業指示などが該当する。第3条第1項第2号記載のとおり、業務打合簿（様式1号）を使用し、双方に記録が残るようにする。
(7) その他調査	立入不可物件や、立入ができないほど荒れた空家など、交換の可否について確認の必要がある場合など、随時調査を行う。	現地訪問、電話、近隣への聞き取り等による調査を実施する。

3 水道メーター交換工事に係る異常水量等に関する調査業務

(1) 異常水量等原因の調査・報告

水道メーター交換工事により明らかになった異常水量等（地上メーターと地下メーターの不一致による異常水量など）についてその原因を調査し、委託者に報告することとする。

(2) その他異常に関する調査

水道メーター交換により明らかになったその他の異常について調査を行い、委託者に報告することとする。

4 その他附帯業務

(1) 交換業者が現地での交換業務に入る前に水栓番号表示シールを作成し、交換業者に配布する。

(2) 交換業者より提出される中間報告書をもとに、交換完了箇所の部分検査を随時実施し、交換作業に不備がないか確認を行う。また、不良箇所については是正するように交換業者に通知する。

(3) 水道メーター交換工事完了後の調査員検査を実施し、監督員へ報告するとともに、必要に応じ市が行う水道メーター交換工事完了検査に立会うものとする。

(4) 翌年度水道メーター交換対象となる対象者の抽出及び工区別対象者一覧表、口径・工区別件数集計表、工区別エリア図を作成する。この際、使用者台帳等の状況に応じメーターの存否を確認するなど、対象者の精査を行う。

(5) その他この仕様書に定めのない事柄については、別途指示又は委託者、受託者による協議を行い決定する。

工 事 打 合 簿

[illegible]

滝沢市 上下水道部 施設課				(受託者名)
課長	主任監督員	監督員)	課 員	担当

事業者名：	
現場代理人	主任技術者

滝沢市上下水道お客様センター 行
(FAX 申請可 019-908-2236・添書不要)

受託者
事業者名
代表者

管理技術者 (押印不要)

メーター交換工事に係る竣工図面等交付申請書

業務遂行にあたり必要となる下記図面について、下記備考を承諾の上で交付を申請します。

1 業務件名 年度水道メーター交換工事 (工区)

2 交付を申請する図面 (別紙一覧の添付でも可)

工区分	水栓番号	希望する方に○		工区分	水栓番号	希望する方に○	
		竣工図	位置図			竣工図	位置図

3 受取希望日時 年 月 日 時 (指定業者ボックスにて受取)

- (備考)
- ・竣工図は止水栓又はメーター位置が不明の場合、位置図は給水装置所在地が不明の場合に交付。
 - ・基本的に即時発行。ただし、申請箇所が 10 件を超える場合は前日までに申請すること。
 - ・交付手数料は無料。
 - ・交付を受けた図面は、当該年度におけるメーター交換工事以外の用途に使用せず、業務終了後は速やかにシュレッダー処理を行う等、個人情報の管理に万全を期すこと。

事 務 連 絡
年 月 日

水栓番号
使用場所 滝沢市

様

水道メーター交換に関するご協力をお願い
いつも滝沢市の水道をご使用くださいます、誠にありがとうございます。
上記ご使用場所の水道メーターが、今年度の交換対象となっております。本日調査にお伺いしたところ、下記の状態となっておりますので、ご対応につきましてご協力をよろしく願いいたします。
なお、ご不明な点につきましては、_____までお問合せください。

記

下記の理由によりメーター交換に支障がありますので、改善処置をお願いいたします。なお、工事等が発生する場合、お客様のご負担となりますのでご了承ください。

(該当するものに○をしています)

	地下メーターの(上 ・ 中 ・ 周辺) / 止水栓の(上 ・ 中 ・ 周辺) に、 (土砂 ・ 物 ・ その他 ()) があるため、 <u>交換作業ができません。</u> 恐れい りますが、ご自身で取り除いていただきますようお願いいたします。検針や開閉栓操作等の支障 となるため、止水栓やメーターボックスは今後完全に露出させるようお願いいたします。
	(メーターボックス・止水栓筐・その他 ()) が、(壊れている・蓋がない・そ の他 ()) のため、 <u>ご使用場所の所有者様ご負担で修理</u> していただきますようお 願いいたします。
	その他 ()

連絡事項

※ご不明な点は下記までお問合せください。

担当 :
TEL :